

# 平成 30 年 2 月

## 遊佐町農業委員会第 11 回総会議事録

1. 開催日程 平成 30 年 2 月 26 日 (月) 午後 2 時 00 分～午後 4 時 45 分
2. 場 所 遊佐町役場 1 階 議事所
3. 会議に付した議案

- 報告事項 1 解約について
- 報告事項 2 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出書の受理について
- 報告事項 3 賃借料の変更通知書の受理について
- 報告事項 4 地目変更登記に係る照会に対する回答について

- 議第 65 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知受理について
- 議第 66 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定に基づき決定した農用地利用集積計画の撤回について
- 議第 67 号 非農地証明願いについて
- 議第 68 号 農地法第 3 条の規定による所有権移転許可申請について
- 議第 69 号 農地法第 3 条の規定による使用貸借権設定許可申請について
- 議第 70 号 農地法第 5 条の規定による事業計画変更申請について
- 議第 71 号 農地法第 5 条の規定による所有権移転許可申請について
- 議第 72 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定について
- 議第 73 号 農用地利用配分計画案について
- 議第 74 号 平成 29 年遊佐町実勢賃借料情報の認定について
- 議第 75 号 遊佐町農作業基準賃金の設定について
- 議第 76 号 遊佐町参考賃借料について

### 4. 出席委員 (16 名中 15 名)

番号	氏名	番号	氏名	番号	氏名	番号	氏名
1	齋藤 誠喜	2	鈴木 寿一	3	渡会 健	4	鈴木 一弥
5	高橋 正樹	6	川俣 義昭	7	菅原 幸男	8	菅原 寛志
9	今野 一彦	10	伊原ひとみ			12	土門健太郎
13	荒生あや子	14	菅原 善悦	15	佐藤 重一	16	佐藤 充

### 5. 欠席委員 (1 名)

番号	氏名	番号	氏名	番号	氏名	番号	氏名
11	榊原 一男						

### 6. 出席農地利用最適化推進委員 (4 名中 3 名)

地区	氏名	地区	氏名	地区	氏名	地区	氏名
遊佐	大谷 進一			南西部	今井 彰	北部	高橋 正人

### 7. 欠席農地利用最適化推進委員 (1 名)

地区	氏名	地区	氏名	地区	氏名	地区	氏名
蕨岡	池田 龍介						

### 8. 事務局出席者 (3 名)

佐藤廉造事務局長、太田英敦係長、伊藤歩美主事

### 9. 関係機関・団体等その他出席した者 (0 名 なし)

### 10. 会議の概要

事務局長	<p>定刻になりましたので遊佐町農業委員会 2 月定例会を開催します。</p> <p>はじめに、本日の出欠状況の報告を荒生懲罰委員長よりお願いします。</p> <p>(13 番荒生あや子委員が挙手し、議長が指名する)</p>
13 番荒生あや子委員	<p>本日の出欠状況について報告いたします。</p> <p>欠席委員 1 名、出席委員 15 名で過半数の委員が出席しておりますので、農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項の規定により、本総会は成立しております。</p> <p>なお、農地利用最適化推進委員は 1 名欠席で 3 名出席しております。</p> <p>以上報告を終わります。</p>
事務局長	<p>ありがとうございました。続きまして、総会開催にあたり、会長よりご挨拶をお願いします。</p>
会長	<p>お忙しい中、大変ご苦労様です。ようやく寒さも和らいで、雪も解け始めてきているようです。ただ、今年の雪は日本列島にだいぶ被害を与えました。地球温暖化とはいうものの、逆のように感じます。</p> <p>今月の上旬、農地中間管理事業に関する意見交換会が行われましたが、どの市町村も後継者不足が一番の問題のようです。法人も含めて、担い手への農地の集積はある程度できるものの、集約に関してはスムーズにはいっていないのが現状のようです。担い手の確保と育成がこれから重要と考えます。</p> <p>それから、農水省の方で米の検査の見直しということをお知らせしました。内容としましては、今までは米の等級が 1 等・2 等とあったわけですが、22 年度からは等級を全面的に廃止する方向で検討に入ったようです。</p> <p>その理由としては、検査官の目視ではブレがあるとの意見が生産者や流通業者から出てきたことや検査機器メーカーでは機器による計測に向けた対応を進めていることがあるようです。米を作る以上、難しくなりますが、対応していかなければならないと思います。</p> <p>それでは、今総会に提出されました案件の慎重審議よろしく願いいたします。</p>
事務局長	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、会議の議長は遊佐町農業委員会 会議規則第 4 条の規定により、会長があたることになっておりますので、佐藤会長より議長をお願いします。</p>
議長	<p>それでは、議事に入る前に、会議規則第 13 条の規程による、議事録署名人の選任を行います。</p> <p>恒例によりまして、議長の私から指名させていただくことに、ご異議ございませんか。</p> <p>〈異議なしの声〉</p> <p>では 2 番鈴木寿一委員、3 番渡会 健委員にお願いします。</p> <p>なお、書記は、事務局の伊藤主事を指名します。それでは、総会次第に基づき進行いたします。</p> <p>始めに、報告事項について、事務局より説明願います。</p> <p>(事務局長が挙手し、議長が指名する)</p>
事務局長	<p>(報告事項、朗読説明)</p>

議長	事務局より補足説明願います。 (事務局が挙手し、議長が指名する)
事務局	<p>ご説明いたします。</p> <p>報告事項 1. 解約について 番号 22 計 1 筆、196 m<sup>2</sup> 解約の事由は、農地中間管理機構へ利用権設定のためです。 番号 23 計 1 筆、2,308 m<sup>2</sup> 解約の事由は、転用のためです。 番号 24 計 1 筆、7,462 m<sup>2</sup> 解約の事由は、農地中間管理機構へ利用権設定のためです。</p> <p>報告事項 2. 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出書の受理について合計 7 件、すべて農地法第 3 条の許可不要の取得事由の届出の受理となっております。</p> <p>番号 69 計 2 筆、8,799 m<sup>2</sup> 番号 70 計 7 筆、13,574 m<sup>2</sup> 番号 71 計 19 筆、42,828 m<sup>2</sup> 番号 72 計 19 筆、34,198 m<sup>2</sup> 番号 73 計 18 筆、40,848 m<sup>2</sup> 番号 74 計 10 筆、12,432 m<sup>2</sup> 番号 75 計 1 筆、4,092 m<sup>2</sup></p> <p>以上 7 件、全て相続による所有権の取得です。</p> <p>続きまして、報告事項 3. 賃借料の変更通知書の受理について 番号 24 計 2 筆、9,020 m<sup>2</sup> 単価を 10a あたり 23,000 円から 19,000 円に変更します。</p> <p>報告事項 4. 地目変更登記に係る照会に対する回答について説明いたします。</p> <p>番号 4 計 1 筆、571 m<sup>2</sup> 番号 5 計 1 筆、988 m<sup>2</sup></p> <p>土地は、農業振興地域の農用区域内、都市計画区域内で、転用許可を得ないまま平成 28 年に太陽光パネルを設置しましたが、固定資産税につきましては 2 筆とも平成 29 年度から宅地介在雑種地として課税されており、これまでは、それぞれ畑、田として課税されておりました。</p> <p>2 月 1 日に齋藤土地専門部会長、今野副部会長、会長、会長代理の 4 名と庄内総合支庁農業振興課職員 2 名と現地調査を行いました。周辺農地への影響はないと判断いたしました。</p> <p>庄内総合支庁農業振興課から、原状回復の指導を行う予定であるとの回答をいただきましたので、平成 30 年 2 月 7 日付けで、その旨記載し法務局に回答しております。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>ただいまの報告事項について、何か質問・意見等はありませんか。 (質問、意見無し)</p> <p>無いようですので以上で報告事項を終了し、引き続き議事に移ります。</p> <p>議第 65 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知受理について、事務局の説明を求めます。 (事務局長が挙手し、議長が指名する)</p>

事務局長	(議案書、朗読説明)
議長	事務局より補足説明願います。 (事務局が挙手し、議長が指名する)
事務局	<p>ご説明いたします。審査基準書は1頁をご覧ください。</p> <p>農地法第18条第1項第2号、農地の引き渡し期限前、6箇月以内に成立した合意解約が書面で明らかたため、通知の受理のみで足りる内容になっております。</p> <p>個別に説明させていただきます。</p> <p>番号63 計2筆、3,990㎡</p> <p>解約の事由は、所有権移転のためです。議第72号(1)番号15で現在の借人に所有権移転ののち、基盤整備の関係から議第72号(2)番号210で農地中間管理機構に利用権設定を行います。</p> <p>番号64 計2筆、9,870㎡</p> <p>解約の事由は、所有権移転のためです。議第72号(1)番号15で第三者に、もう1筆は議第68号番号14で現在の借人に所有権移転します。その後、議第72号(2)番号209と210で基盤整備の関係上、農地中間管理機構に利用権設定を行います。</p> <p>番号65 計1筆、5,127㎡</p> <p>解約後、議第68号番号16で、現在の借人に所有権移転を行います。</p> <p>番号66 計1筆、3,352㎡</p> <p>所有権移転のために解約するものです。議第68号番号17で娘さんへ贈与で所有権移転します。青年就農給付金の関係から、自分名義の農地を3,000㎡以上取得する必要があるため、今回の申請がありました。第三者から土地を取得する見込みがなかったため、父の名義の土地を贈与により取得します。</p> <p>番号67-1、67-2、69-1、69-2から74-1、74-2については、高速道路用地の収用のため解約するものです。農地中間管理機構を通した契約となっております。</p> <p>番号67-1、67-2 計1筆、84㎡</p> <p>番号69-1、69-2 計1筆、819㎡</p> <p>番号70-1、70-2 計2筆、692㎡</p> <p>番号71-1、71-2 計9筆、919.28㎡</p> <p>番号72-1、72-2 計5筆、1,370㎡</p> <p>番号73-1、73-2 計3筆、89㎡</p> <p>番号74-1、74-2 計2筆、2,889㎡</p> <p>番号68 計1筆、2,138㎡のうち1,830㎡</p> <p>解約の事由は、農地中間管理機構に利用権設定のためです。議第72号(2)番号201で利用権設定を行います。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>はじめに番号67-1、67-2、69-1、69-2、72-1、72-2、74-1、74-2について審議いたします。</p> <p>この件につきましては、私に関する案件ですので、ここで佐藤重一会長代理と議長を交代いたします。</p> <p>(会長と会長代理 議長を交代)</p>

<p>議長 (15 番佐藤重一委員)</p>	<p>それでは、暫時の間、議長を務めますのでよろしくお願ひいたします。 番号 67-1、67-2、69-1、69-2、72-1、72-2、74-1、74-2 について審議いたしますが、会長は一時退席をお願ひいたします。 (16 番佐藤 充会長 退席)</p> <p>それでは質疑に入ります。番号 67-1、67-2、69-1、69-2、72-1、72-2、74-1、74-2 について、何か質問、意見等がございますか。 (質問、意見なし)</p> <p>無いようですので、質疑を終了し採決いたします。 議第 65 号農地法第 18 条第 6 項の規定による通知受理についての番号 67-1、67-2、69-1、69-2、72-1、72-2、74-1、74-2 について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願ひます。 (在席委員全員挙手)</p> <p>全員賛成ですので、議第 65 号農地法第 18 条第 6 項の規定による通知受理についての番号 67-1、67-2、69-1、69-2、72-1、72-2、74-1、74-2 について、原案のとおり許可することに決定いたします。 会長は着席願ひます。 (16 番佐藤 充会長 着席)</p> <p>議長を交代いたします。 (会長代理と会長 議長を交代)</p>
<p>議長</p>	<p>それでは、ただいま議決いただきました番号 67-1、67-2、69-1、69-2、72-1、72-2、74-1、74-2 以外の案件につきまして質疑を行います。何か質問・意見等ございませんか。 (質問、意見なし)</p> <p>無いようですので、質疑を終了し採決いたします。 議第 65 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知受理についての番号 67-1、67-2、69-1、69-2、72-1、72-2、74-1、74-2 以外の案件につきまして、原案のとおり決定する事に賛成の方は挙手願ひます。 (出席委員全員挙手)</p> <p>全員賛成ですので、議第 65 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知受理についての番号 67-1、67-2、69-1、69-2、72-1、72-2、74-1、74-2 以外の案件について、原案のとおり受理することに決定いたします。 次に、議第 66 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定に基づき決定した農用地利用集積計画の撤回について、事務局の説明を求めます。 (事務局長が挙手し、議長が指名する)</p>
<p>事務局長</p>	<p>(議案書、朗読説明)</p>
<p>議長</p>	<p>事務局より補足説明願ひます。 (事務局が挙手し、議長が指名する)</p>
<p>事務局</p>	<p>今回の案件につきましては、12 月総会でも説明させていただきましたが、土地改良法等の一部を改正する法律第 2 条の規定により改正された土地改良法第 87 条の 3 第 1 項の規定によります土地改良事業、いわゆる機構関連事業について、既に農地中間管理権を取得している農用地は当該権利を解消した上で再取得する手続きを行うことが必要とのことから提案するものです。 撤回をした後、議第 72 号(2) 利用権設定について、番号 214 において、期間を 16 年として利用権を再設定します。 番号 60 計 1 筆、365 m<sup>2</sup> 以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>それでは質疑に入ります。ただいまの事務局からの説明に対し、何か質</p>

	<p>問、意見等はございますか。</p> <p>(質問、意見なし)</p> <p>それでは、無いようですので質疑を終了し採決いたします。</p> <p>議第 66 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定に基づき決定した農用地利用集積計画の撤回について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。</p> <p>(出席委員全員挙手)</p> <p>全員賛成ですので、議第 66 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定に基づき決定した農用地利用集積計画の撤回について、原案のとおり許可することに決定いたします。</p> <p>次に、議第 67 号 非農地証明願いについて、事務局の説明を求めます。 (事務局長が挙手し、議長が指名する)</p>
事務局長	(議案書、朗読説明)
議長	<p>事務局より補足説明願います。</p> <p>(事務局が挙手し、議長が指名する)</p>
事務局	<p>それでは説明いたします。審査基準書は 4 頁、補足説明資料は 1 頁をご覧ください。</p> <p>番号 10 計 1 筆、93 m<sup>2</sup></p> <p>申請地につきましては、平成 6 年頃からアスファルト舗装し、所有地への出入口として使用しており、以来 20 年以上経過しております。</p> <p>所有地は平成 6 年に農地転用し現在のような状況となっておりますが、同時期から出入口として利用しているということでした。地目変更後は同業者へ所有地も含め売却の意向のようです。</p> <p>農地に復元することが著しく困難で、復元しても農地として継続利用ができない状況です。現況非農地として証明してよろしいかご審議いただきたいと思っております。</p> <p>19 日に齋藤土地専門部会長、今野副部会長、鈴木一弥委員、今井推進委員の 4 名で現地調査を行っておりますので、後ほど報告をお願いいたします。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>それでは 1 番齋藤土地専門部会長より現地調査の報告をお願いします。</p> <p>(1 番齋藤誠喜委員が挙手し、議長が指名する)</p>
1 番齋藤誠喜委員	<p>2 月 19 日に現地調査を行ないました。基準書の位置図ですが、集落から少し北に行ったところになっております。字限図ですが、国道と農道に挟まれた部分で、所有地への出入口となっております。下の写真が国道から出入りするようなところですが、19 日は雪で覆われていて見えませんでした。少し雪を抜けてみるとアスファルト舗装されておりました。</p> <p>農地に復元するのは著しく困難で、非農地にするのが適当であると見てまいりました。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>それでは 9 番今野副部会長より現地調査の報告をお願いします。</p> <p>(9 番今野一彦委員が挙手し、議長が指名する)</p>
9 番今野一彦委員	<p>私も部会長と同じ意見です。面積も 93 m<sup>2</sup>ほどですし、ここは農地に復元できないのかなと判断してきました。</p> <p>以上です。</p>

議長	<p>それでは4番鈴木一弥委員より現地調査の報告をお願いします。 (4番鈴木一弥委員が挙手し、議長が指名する)</p>
4番鈴木一弥委員	<p>私も部会長と同じように復元するのは著しく困難であるとみてきました。 以上です。</p>
議長	<p>次に今井推進委員より現地調査の報告をお願いします。 (今井 彰推進委員が挙手し、議長が指名する)</p>
今井 彰推進委員	<p>私も今までの説明のとおり、アスファルトもされていて難しいなど見てまいりました。 以上です。</p>
議長	<p>ただいまの議案の事務局説明、現地調査委員からの説明について、発言のある方は挙手願います。 (質問、意見なし) それでは、ここで質疑を終了し採決いたします。 議第67号 非農地証明願いについて、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。 (出席委員全員挙手) 全員賛成ですので、議第67号 非農地証明願いについて、原案のとおり現況非農地として証明することに決定いたします。 次に、議第68号 農地法第3条の規定による所有権移転許可申請について、事務局の説明を求めます。 (事務局長が挙手し、議長が指名する)</p>
事務局長	(議案書、朗読説明)
議長	<p>事務局より補足説明願います。 (事務局が挙手し、議長が指名する)</p>
事務局	<p>補足説明申し上げます。審査基準書は6頁をご覧ください。 農地法第3条による所有権移転許可申請で、第3条第2項の各号に掲げる効率利用、下限面積、調和要件等の不許可要件には該当しないと考えます。 番号13 計1筆、303㎡ 10aあたり5,000円、総額1,515円の売買による所有権移転です。 番号14 計1筆、1,024㎡ 10aあたり120,000円、総額122,880円の売買による所有権移転です。 この後、議第72号(2) 番号209で農地中間管理機構に利用権設定を行います。 番号15 計1筆、1,639㎡ 10aあたり70,000円、総額114,730円の売買による所有権移転です。 番号16 計1筆、5,127㎡ 10aあたり50,000円、総額256,350円の売買による所有権移転です。 今説明させていただいた番号13から16については今野一彦委員から現地調査を行っていただきましたので、後ほど報告をお願いします。 続きまして 番号17 計1筆、3,352㎡ 贈与による所有権移転です。さきほど解約の関係でも説明したとおり、青年就農給付金の関係から自分の名義の土地を3,000㎡以上取得するため</p>

	<p>申請がありました。</p> <p>この件については、佐藤充会長より現地調査を行っていただきましたので、後ほど報告をお願いします。</p> <p>番号 18 計 1 筆、2,156 ㎡</p> <p>10a あたり 150,591 円、総額 324,675 円の売買による所有権移転です。</p> <p>この件については伊原ひとみ委員より現地調査を行っていただきましたので、このあと報告をお願いします。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>それでは、番号 13 から 16 について、9 番今野一彦委員より現地調査の報告をお願いします。</p> <p>(9 番今野一彦委員が挙手し、議長が指名する)</p>
9 番今野一彦委員	<p>今年、雪が多くて、田んぼの方は 1m 以上あるんですが、現地には行けませんでした。譲受人とは話をしてきました。所有者は亡くなっているんですが、その子供が遠方にいるんですが、相続を放棄しています。子供さんが相続してくれれば問題ないんですが、この中には基盤整備の区域内に一部入っています。土地改良区の方からこれでは受け付けられないとお話しがあり、何とか所有権移転をして工事できるようにしたいということです。番号 13 は飼料作物、トウモロコシを作付するそうです。番号 14、15 は今までどおり水稻、番号 16 も何かしら作付するそうです。譲受人 4 名ともまじめな人なので特に問題はないと思います。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>それでは番号 17 について、私から報告させていただきます。</p> <p>審査基準書の 7 頁の上の方ですけれども、2 枚の田んぼが 1 枚になっておりますが、畦畔は作らず、サツマイモを作付するということでした。譲受人ですが、昨年まで他に手伝いに行っておりました、今度は自分で作りたいということで、親から譲ってもらおうということでした。残りの方は大豆を作付するということでしたので問題はないと思います。</p> <p>以上です。</p> <p>次に、番号 18 について 10 番伊原ひとみ委員より現地調査の報告をお願いします。</p> <p>(10 番伊原ひとみ委員が挙手し、議長が指名する)</p>
10 番伊原ひとみ委員	<p>16 日に現地調査に行ってまいりました。やはり雪で現状、何が植わっているのか分からない状況でした。申請地の隣も譲受人の畑ですし、これまでも譲受人が借りていてメロンを作付していたということでしたので、荒れているようでもなかったもので、家族 3 人で農業をされているようですので、しっかりと作付されるものと思っています。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>それでは質疑に入ります。ただいまの議案の事務局説明と現地調査報告について、発言のある方は挙手願います。</p> <p>(質問、意見なし)</p> <p>それでは、質疑を終了し採決いたします。</p> <p>議第 68 号 農地法第 3 条の規定による所有権移転許可申請について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。</p> <p>(出席委員全員挙手)</p> <p>全員賛成ですので、議第 68 号 農地法第 3 条の規定による所有権移転</p>



	<p>許可申請について、原案のとおり許可することに決定いたします。</p> <p>次に、議第 69 号 農地法第 3 条の規定による使用貸借権設定許可申請について事務局の説明を求めます。</p> <p>(事務局長が挙手し、議長が指名する)</p>
事務局長	(議案書、朗読説明)
議長	<p>事務局より補足説明願います。</p> <p>(事務局が挙手し、議長が指名する)</p>
事務局	<p>それでは、補足説明申し上げます。審査基準書は 10 頁をご覧ください。</p> <p>農地法第 3 条による使用貸借権設定許可申請で、第 3 条第 2 項の各号に掲げる効率利用、下限面積、調和要件等の不許可要件には該当しないと考えます。2 件とも同一人と再設定で、期間は 20 年間となっております。理由は経営移譲年金受給のためです。</p> <p>番号 32 計 27 筆、50,224 m<sup>2</sup></p> <p>番号 33 計 3 筆、3,259 m<sup>2</sup></p> <p>以上です。</p>
議長	<p>それでは質疑に入ります。ただいまの事務局からの説明について、発言のある方は挙手願います。</p> <p>(質問、意見なし)</p> <p>それでは、質疑を終了し採決いたします。</p> <p>議第 69 号 農地法第 3 条の規定による使用貸借権設定許可申請について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。</p> <p>(出席委員全員挙手)</p> <p>全員賛成ですので、議第 69 号 農地法第 3 条の規定による使用貸借権設定許可申請について、原案のとおり許可することに決定いたします。</p> <p>次に、議第 70 号 農地法第 5 条の規定による事業計画変更申請について事務局の説明を求めます。</p> <p>(事務局長が挙手し、議長が指名する)</p>
事務局長	(議案書、朗読説明)
議長	<p>事務局より補足説明願います。</p> <p>(事務局が挙手し、議長が指名する)</p>
事務局	<p>それでは説明いたします。審査基準書は 11 頁、補足説明資料は 4 頁をご覧ください。</p> <p>この案件につきましては、平成 25 年 4 月総会に諮り、6 月に県知事許可をいただき、その後、平成 25 年度の平成 26 年 3 月総会、平成 26 年度の平成 27 年 3 月総会、平成 27 年度の平成 28 年 3 月総会、平成 28 年度の平成 29 年 2 月総会と 4 回事業計画変更により期間延長している案件です。</p> <p>しかし、いまだに移転補償が決定していないため、規模を確定することができない状況です。</p> <p>29 年度も現在の施設内容を再調査し、予定では 30 年度に補償額を提示したい意向とのことです。</p> <p>そのため、工事期間を平成 30 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日まで 1 年間延長するものです。</p> <p>現在の状況は、雪に埋もれておりますが、審査基準書の 12 頁に現地調査写真を添付しております。</p> <p>19 日に、齋藤部会長、今野副部会長、荒生委員、大谷推進委員の 4 名で</p>

	<p>現地調査を行っておりますので、報告をお願いいたします。 以上です。</p>
議長	<p>それでは、1番齋藤土地専門部会長より現地調査の報告をお願いします。 (1番齋藤誠喜委員が挙手し、議長が指名する)</p>
1番齋藤誠喜委員	<p>2月19日に現地調査を行いました。場所は皆さんパトロールで何回も行っているのだからと思います。管理は、草刈り程度はしているということでした。毎年行っているのだから大体の様子はわかるということでもあります。事業計画がなかなか進まなくて事業計画変更申請しているわけですが、先ほど説明あったように5回目の変更になるということで、理由が補償が決まらないということでもあります。立会いで専務さんが来ておりましたので、お話を伺いましたが、今回の申請者の方から金額の提示をしたことはなく、相手側から金額の提示がないので困っているということでした。補償額の算定が難しいらしくまとまらないようでした。毎年延長では農業委員会としても困ると話してきました。今回も致し方ないのかなと思ってきました。 以上です。</p>
議長	<p>それでは9番今野副部会長より現地調査の報告をお願いします。 (9番今野一彦委員が挙手し、議長が指名する)</p>
9番今野一彦委員	<p>私もなぜこんなに時間がかかるのかなと首をかしげるところはあるのですが、決まらないということで仕方がないのかなと見てきました。 以上です。</p>
議長	<p>それでは13番荒生あや子委員より現地調査の報告をお願いします。 (13番荒生あや子委員が挙手し、議長が指名する)</p>
13番荒生あや子委員	<p>私も齋藤委員、今野委員と同じ考えで、すでに敷地の造成工事は着手しておりまして、事業継続のためには変更も認めざるを得ないのではないかなと思ってきました。</p>
議長	<p>それでは大谷推進委員より現地調査の報告をお願いします。 (大谷進一推進委員が挙手し、議長が指名する)</p>
大谷進一推進委員	<p>私も事業計画変更申請、認めるべきかと思えます。 以上です。</p>
議長	<p>それでは質疑に入ります。ただいまの議案の事務局説明と現地調査の報告について、発言のある方は挙手願います。 (6番川俣義昭委員が挙手し、議長が指名する)</p>
6番川俣義昭委員	<p>説明を受けて、現状では仕方がないのかなと思いました。決裂した場合の対応など、今後予測されることがあれば教えてください。</p>
議長	<p>事務局、説明願います。 (事務局が挙手し、議長が指名する)</p>
事務局	<p>この事業を中止するというのであれば、原状回復してお返しするということになるかと思えます。所有権移転の売買代金も既に支払われているとすれば、それもお返しするという形になるかと思えます。ただ、審査基準書の11頁の位置図の申請地の道路を挟んで南側で事業を展開しておりますので、憶測の話で申し訳ありませんが、少々折り合わなくても使用していくつもりもあるのかなと感じております。 以上です。</p>
議長	<p>他にありませんか。 (質問、意見なし)</p>

	<p>それでは、質疑を終了し採決いたします。</p> <p>議第 70 号 農地法第 5 条の規定による事業計画変更申請について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。</p> <p>(出席委員全員挙手)</p> <p>全員賛成ですので、議第 70 号 農地法第 5 条の規定による事業計画変更申請について、原案のとおり許可相当の意見書を添付して県知事に進達することに決定いたします。</p> <p>次に、議第 71 号 農地法第 5 条の規定による所有権移転許可申請について事務局の説明を求めます。</p> <p>(事務局長が挙手し、議長が指名する)</p>
事務局長	(議案書、朗読説明)
議長	<p>事務局、説明願います。</p> <p>(事務局が挙手し、議長が指名する)</p>
事務局	<p>それでは説明いたします。審査基準書は 16 頁、補足説明資料は 17 頁からご覧ください。</p> <p>番号 7 番 計 1 筆、230 m<sup>2</sup></p> <p>申請理由は住宅新築のためです。</p> <p>申請地は集落の東部に位置し、都市計画区域外、農業振興地域内、土地改良事業受益地内です。</p> <p>農振除外手続き中で除外後は 10ha 以上の集団農地に接していることから第 1 種農地と判断されます。</p> <p>計画面積も妥当で資金も調達され確実性があり、住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上必要な施設で集落に接続して設置されるため不許可の例外にあたります。土地改良区からの意見書もあり周辺農地への支障もないことから許可相当と考えます。</p> <p>19 日に、齋藤部会長、今野副部会長、佐藤重一部会員、大谷推進委員の 4 名で現地調査を行っていただいております。</p> <p>次に番号 8-1、8-2 について説明いたします。</p> <p>計 2 筆、412 m<sup>2</sup></p> <p>申請理由は、住宅新築のためです。</p> <p>申請地は、集落の東側に位置し、都市計画区域内、農業振興地域外、土地改良事業受益地外となっております。</p> <p>概ね 300m 以内に JR の駅があり、第 3 種農地と判断されます。</p> <p>必要な資金も確認しており確実性があり、住宅、駐車スペース等の配置から計画面積も適当なものと考えます。</p> <p>周辺農地にも支障がないことから許可相当と考えます。</p> <p>この案件についても、19 日に齋藤部会長、今野副部会長、高橋推進委員の 3 名で現地調査を行っておりますので、ご報告をお願いいたします。</p> <p>番号 9 計 1 筆、2,308 m<sup>2</sup></p> <p>申請理由は集合住宅用地の造成です。</p> <p>申請地は都市計画区域内、農業振興地域外、土地改良事業受益地内となっており、集合住宅用地の造成のため申請したものです。</p> <p>遊佐都市計画区域の第二種中高層住居専用地域の区域内にあるため第 3 種農地と判断されます。</p> <p>計画面積も住宅の規模、回転スペース、道路等の配置から適当なもの</p>

	<p>考えます。</p> <p>土地改良区の意見書もあり、周辺農地への支障も考えられないことから許可相当と判断いたします。</p> <p>なお、19日に齋藤部会長、今野副部会長、佐藤部会員、大谷推進委員の4名で現地調査を行っておりますので、ご報告をお願いいたします。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>それでは、1番齋藤土地専門部会長より3件について現地調査の報告をお願いします。</p> <p>(1番齋藤誠喜委員が挙手し、議長が指名する)</p>
1番齋藤誠喜委員	<p>3件とも2月19日に現地調査を行いました。</p> <p>7番ですけれども、12月に農振除外の申請があって、現地調査しております。自分の家の隣に母親の家を建設しようとするものです。12月にも確認しましたが周辺農地には影響はないようでした。各基準もクリアしておりますので、許可相当と見てまいりました。</p> <p>番号8-1と8-2ですが、写真で見ると申請地の東側に網の柵がありますが、畑でしたが、住宅と駐車場の配置などから農地には影響ないように見ました。駅から300mで第3種農地と判断されることから許可相当と見てまいりました。</p> <p>次に9番ですが、駐車場のそばで公民館の裏になります。写真で見ると柵のようなものがありますが、現在駐車場として造成されているところから公民館の裏の間までが申請地であります。都市計画区域の第二種中高層住居専用地域の区域内で第3種農地と判断されます。各許可基準もクリアしておりますので許可相当と見てまいりました。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>それでは、9番今野副部会長からも3件について現地調査の報告をお願いします。</p> <p>(9番今野一彦委員が挙手し、議長が指名する)</p>
9番今野一彦委員	<p>私も部会長と同意見です。3件とも特に問題はないと思います。許可相当と判断してきました。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>それでは、15番佐藤部会員から7番、9番について現地調査の報告をお願いします。</p> <p>(15番佐藤重一委員が挙手し、議長が指名する)</p>
15番佐藤重一委員	<p>私も部会長、副部会長と同じなんですが、7番の方は自分のお母さんの自宅を建てるということで何ら問題ないと思います。9番の方は大変良い場所に建てるので問題ないと思います。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>それでは大谷推進委員からも7番、9番について現地調査の報告をお願いします。</p> <p>(大谷進一推進委員が挙手し、議長が指名する)</p>
大谷進一推進委員	<p>7番と9番ですが、私も許可相当と思います。</p>
議長	<p>それでは高橋推進委員からも8番について現地調査の報告をお願いします。</p> <p>(高橋正人推進委員が挙手し、議長が指名する)</p>
高橋正人推進委員	<p>部会長、副部会長と同じ意見で、問題ないと思います。</p>

	以上です。
議長	<p>それでは質疑に入ります。ただいまの議案の事務局説明と現地調査の報告について、発言のある方は挙手願います。</p> <p>(3 番渡会 健委員が挙手し、議長が指名する)</p>
3 番渡会 健委員	<p>9 番の件ですが、当初は住宅地ということでは入ってなかったと思いますが、こちらの方に延長してきたという解釈でよろしいのか、住宅を増やすために取得するのか、お聞きしたいのですが。</p>
議長	<p>事務局、説明願います。</p> <p>(事務局が挙手し、議長が指名する)</p>
事務局	<p>当初は 12 月総会で審議いただきました場所に計画があったようですが、いろいろありまして時間がかかるということで、今回の申請のところに移ったということで聞いております。現在はこのような計画ですが、現在駐車場となっている土地や公園の北側など、今後、計画をどのように考えているかは把握しておりません。詳細な計画はこれからだと聞いております。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>他にありませんか。</p> <p>(質問、意見なし)</p> <p>それでは、質疑を終了し採決いたします。</p> <p>議第 71 号 農地法第 5 条の規定による所有権移転申請について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。</p> <p>(出席委員全員挙手)</p> <p>全員賛成ですので、議第 71 号 農地法第 5 条の規定による所有権移転許可申請について、原案のとおり許可相当との意見書を添付して県知事に進達することに決定いたします。</p> <p>次に、議第 72 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定について事務局の説明を求めます。</p> <p>(事務局長が挙手し、議長が指名する)</p>
事務局長	(議案書、朗読説明)
議長	<p>事務局、説明願います。</p> <p>(事務局が挙手し、議長が指名する)</p>
事務局	<p>それでは補足説明申し上げます。審査基準書は 31 頁をご覧ください。</p> <p>農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により、遊佐町長から農用地利用集積計画の決定を求められております。</p> <p>内訳は、(1) 所有権移転が 5 件、(2) 利用権設定は新規設定が 19 件、再設定が 15 件となっております。計画の内容が審査基準に適合するかは、審査基準書をご覧ください。計画要請の内容は、経営面積、従事日数など農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。</p> <p>それでは個別にご説明いたします。</p> <p>(1) 所有権移転</p> <p>番号 15 計 3 筆、12,836 m<sup>2</sup></p> <p>10a あたり 1 筆が 120,000 円、2 筆が 70,000 円で総額 1,340,820 円の売買による所有権移転です。(2) 番号 210 で基盤整備の関係上、農地中間管理機構へ利用権設定を行います。</p> <p>番号 16 計 7 筆、8,296 m<sup>2</sup></p>

10aあたり10,000円、総額82,960円の売買による所有権移転となります。このうち1筆については、(2)番号212で基盤整備の関係上、農地中間管理機構へ利用権設定を行います。この2件については今野一彦委員より現地調査を行っていただきました。後ほど報告をお願いします。

番号17と18は、譲渡人が体調がすぐれないため、自宅周辺から離れている田について所有権移転の希望があり、今回の申請となりました。

番号17 計4筆、6,608㎡

10aあたり500,000円、総額3,304,000円の売買による所有権移転です。

番号18 計1筆、3,981㎡

10aあたり約615,423円、総額2,450,000円の売買による所有権移転です。

この2件については、高橋正樹委員より現地調査を行っていただきましたので、後ほど報告をお願いします。

番号19 計2筆、13,936㎡

10aあたり500,000円、総額6,968,000円の売買による所有権移転です。

この件は譲渡人の希望による売買です。

譲渡人の田は、これまで親戚の方が借り受けていました。この契約については今年の1月末で期限が切れていますので、今回の売買にあたり解約は不要です。借人だった方については、自分が管理する他の耕作地から離れている譲渡人の土地を買う意思はないことを確認しています。

また、譲受人は、農地所有適格法人の代表取締役で、譲受人の世帯の全ての農地が農地所有適格法人に貸付られているため、経営面積は0となっています。経営面積0では売買できませんが、農業経営基盤強化促進法第18条第3項第2号農地所有適格法人の組合員、社員又は株主（農地法第二条第三項第二号イからチまでに掲げる者に限る。）が当該農地所有適格法人に前項第二号に規定する土地について利用権の設定等を行うため利用権の設定等を受ける場合にに基づき利用権設定を前提に所有権移転を行うことができます。

なお、次に説明します利用権設定で、譲受人から農地主有適格法人へ賃貸借契約が結ばれます。

また、これまで借人に貸付していた土地のうち、今回売買を行わない土地については、当該農地所有適格法人を借人として議第72号(2)番号191で利用権設定を行っております。

来年と再来年に売買を行う際は、売買を行う土地を解約し、所有権移転を行う予定です。

この件については鈴木寿一委員から現地調査をしていただきましたので、後ほど報告をお願いします。

所有権移転については以上です。

続いて利用権設定について説明します。審査基準書は34頁をご覧ください。

## (2) 利用権設定

番号181から188まではすべて同一人と再設定となります。

番号181 計3筆、4,634㎡

期間は5年、単価は10aあたり、畑が2,000円、田が14,000円です。

番号182-1、182-2は農地利用集積円滑化団体を介した契約です。

計7筆、17,795㎡

期間は5年、単価は5筆が17,000円、2筆が14,000円です。

番号183 計8筆、17,525㎡

期間は20年、単価は19,000円です。

番号 184 計 7 筆、12,381 m<sup>2</sup>  
 期間は 10 年、単価は水利費込で 18,800 円です。

番号 185 計 1 筆、432 m<sup>2</sup>  
 期間は 10 年、単価は 19,000 円です。

番号 186 計 4 筆、6,300 m<sup>2</sup>  
 期間は 5 年、単価は 13,000 円です。

番号 187 計 1 筆、1,388 m<sup>2</sup>  
 期間は 5 年、単価は 13,000 円です。

番号 188 計 4 筆、5,894 m<sup>2</sup>  
 期間は 5 年、単価は 1 筆が 17,000 円、3 筆が 13,000 円です。  
 続きまして、新規設定の番号 189 について説明します。  
 先ほど所有権移転で説明したとおり、所有権移転には利用権設定の必要  
 があることから設定するものです。  
 なお期間については、譲渡人の世帯の他の農地所有適格法人への貸付地  
 と終期を揃え、更新の手間を省くため、年単位ではない設定となっております。

計 2 筆、13,936 m<sup>2</sup>  
 期間は 7 年 6 か月、単価は 2,500 円です。

番号 190 計 1 筆、2,643 m<sup>2</sup>  
 期間は 10 年、単価は 19,000 円です。同一人と再設定です。  
 続きまして、番号 191 は新規設定です。

番号 191 計 4 筆、18,380 m<sup>2</sup>  
 期間は 5 年、単価は 18,000 円です。  
 次の番号 192 から 196 までは同一人と再設定となります。

番号 192 計 5 筆、6,670 m<sup>2</sup>  
 期間は 10 年、単価は 19,000 円です。

番号 193 計 2 筆、5,010 m<sup>2</sup>  
 期間は 10 年、単価は 17,000 円です。

番号 194 計 2 筆、11,518 m<sup>2</sup>  
 期間は 20 年、単価は 19,000 円です。

番号 195 計 1 筆、2,970 m<sup>2</sup>  
 期間は 10 年、単価は 11,000 円です。

番号 196 計 2 筆、15,895 m<sup>2</sup>  
 期間は 10 年、単価は 6,000 円です。  
 ここからは、農地中間管理機構を通した契約となります。よって借人は  
 すべて、公益財団法人やまがた農業支援センター 理事長 若松正俊さん  
 です。

番号 197 から 208 までは新規設定で、期間は 10 年間です。  
 番号 209 から 213 までも新規設定ですが、期間は基盤整備の関係上、16  
 年となっております。

最後の番号 214 については、議第 66 号で撤回したもので、同一人と再  
 設定ですが、期間は 16 年となっております。

番号 197 計 7 筆、6,782 m<sup>2</sup>  
 単価は議案書のとおりです。

番号 198 計 12 筆、18,380 m<sup>2</sup>  
 単価は議案書のとおりです。

番号 199 計 1 筆、250 m<sup>2</sup>  
 単価は 11,000 円です。  
 この筆の残りの面積は、平成 28 年 2 月総会で、農地中間管理機構へ貸  
 付が行われています。これまでは相対で番号 198 の貸人が作っていました

	<p>が、貸人が自身の年齢や後継者がいない点を考えて、今回、利用権設定の申請がありました。</p> <p>番号 200 計 1 筆、7,462 m<sup>2</sup> 単価は 5,000 円です。</p> <p>番号 201 計 1 筆、2,138 m<sup>2</sup> 単価は 13,000 円です。</p> <p>番号 202 計 1 筆、1,024 m<sup>2</sup> 単価は 17,000 円です。</p> <p>番号 203 計 1 筆、1,344 m<sup>2</sup> 単価は 15,000 円です。</p> <p>番号 204 計 5 筆、21,775 m<sup>2</sup> 単価は 17,000 円です。</p> <p>番号 205 計 1 筆、7,211 m<sup>2</sup> 単価は 10,000 円です。</p> <p>番号 206 計 2 筆、3,282 m<sup>2</sup> 単価は 10,000 円です。</p> <p>番号 207 計 3 筆、5,183 m<sup>2</sup> 単価は 15,000 円です。</p> <p>番号 208 計 2 筆、3,501 m<sup>2</sup> 単価は 15,000 円です。</p> <p>番号 209 以降は、期間は 16 年です。最後の番号 214 のみ、撤回したのちの利用権設定のため、新規ではなく同一人と再設定です。 単価はすべて 10,000 円です。</p> <p>番号 209 計 1 筆、1,024 m<sup>2</sup> 番号 210 計 3 筆、12,836 m<sup>2</sup> 番号 211 計 2 筆、338 m<sup>2</sup> 番号 212 計 2 筆、243 m<sup>2</sup> 番号 213 計 1 筆、196 m<sup>2</sup> 番号 214 計 1 筆、365 m<sup>2</sup> 以上です。</p>
議長	<p>それでは、(1) 所有権移転の番号 15 と 16 につきまして、9 番今野一彦委員より現地調査の報告をお願いします。</p> <p>(9 番今野一彦委員が挙手し、議長が指名する)</p>
9 番今野一彦委員	<p>これも雪が深くて現地見てないのですが、15 番は特に問題はないと思います。16 番は雪が消えたら天地返しして整地するそうです。その後、啓翁桜を植える予定だそうです。特に問題はないと思われます。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>次に、(1) 所有権移転の番号 17 と 18 につきまして、5 番高橋正樹委員より現地調査の報告をお願いします。</p> <p>(5 番高橋正樹委員が挙手し、議長が指名する)</p>
5 番高橋正樹委員	<p>譲渡人は、今年の 9 月に体調を崩しまして、集落から離れている田んぼを処分したいということで、譲受人二人にお願いしたところです。私は譲受人二人とも昔から知っている人で、まじめな人で、水稻を作付して、きちんと管理していくということでしたので、何ら問題ないと思います。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>最後に、(1) 所有権移転の番号 19 について、2 番鈴木寿一委員より現地調査の報告をお願いします。</p> <p>(2 番鈴木寿一委員が挙手し、議長が指名する)</p>



2 番鈴木寿一委員	借人は、ちょっと手が回らないということで、紹介の紹介で譲受人が買いましょうかということで決まったようです。規模も桁外れの規模を耕作しているので大丈夫だと思います。子供も休みの日には手伝っているので何ら問題ないと思います。
議長	この案件につきましては、農地利用調整委員会が開催されておりますので、佐藤重一委員長より報告をお願いします。 (15 番佐藤重一委員が挙手し、議長が指名する)
15 番佐藤重一委員	2 月 19 日に、202 会議室で委員 7 名中 5 名が出席して、農地利用調整委員会を開催しましたが、全ての案件について、特に問題なしとして審議し、本総会に提出しております。
議長	それでは質疑に入ります。 事務局からの説明と現地調査報告に対し、何か質問、意見等はございますか。 (8 番菅原寛志委員が挙手し、議長が指名する)
8 番菅原寛志委員	19 番ですけれども、農業経営基盤強化促進法の予定ですが、譲受人の基本構想適合要件、具体的には担い手農家、人・農地プラン等の申請が必要かと思いますが、その状況についてお願いします。
議長	事務局、説明願います。 (事務局が挙手し、議長が指名する)
事務局	平成 29 年度の 6 月総会にも同じように売買があったのですが、譲受人は条件を満たさないのですが、代表となっている農地所有適格法人に同じ総会で貸し付ければ買えるという規定がありますので、申請を受け付けられることにはなっております。
8 番菅原寛志委員	転作は関係ないということですか。
事務局	農業経営基盤強化促進法、農地法では転作の協力・非協力は観点ではありません。
8 番菅原寛志委員	認定農家にはなっていないということですよ。
事務局	認定農業者にはなっていません。
8 番菅原寛志委員	人・農地プランの受け手申請には載ってるのですか。
事務局	人・農地プランにも載っていません。
8 番菅原寛志委員	農地中間管理事業関係の手続き上は、人・農地プラン達成者という項目があったかと思うのですが。
事務局	これは農地中間管理事業ではないので。
議長	農地中間管理機構を通すときは、認定農業者の登録の関係はあるのですが、これは基盤法ですので。 その他ありませんか。 (質問・意見なし) それでは質疑を打ち切り採決いたします。 議第 72 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。 (賛成多数) 賛成多数ですので、議第 72 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定について、原案のとおり許可することに決定いたします。

	次に、議第 73 号 農用地利用配分計画案について、事務局の説明を求めます。 (事務局長が挙手し、議長が指名する)
事務局長	(議案書、朗読説明)
議長	事務局、説明願います。 (事務局が挙手し、議長が指名する)
事務局	それでは説明いたします。町が作成する農用地利用配分計画案について、農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定に基づき、農地の受け手が「地域との調和要件」を満たしているか等、農業委員会の意見を求められたものです。 総会議案書の 41 頁、A3 版の頁をご覧ください。字が小さくて申し訳ありません。 第 4 回集積で新たにマッチング及び配分されるもので、議第 72 号の利用権設定で詳細は説明いたしましたので割愛させていただきます。 なお、書類は左側の借受者が新たな受け手、中央が土地の所在、契約面積、契約期間、賃借料、右側が出し手となっています。 以上です。
議長	41 頁と 42 頁の配分計画案の一番左側に番号が振られておりますが、はじめに 4 番の件について審議いたします。 この件は、私に関する案件ですので、議長を佐藤会長代理と交代いたします。 (会長と会長代理 議長を交代)
議長 (15 番佐藤重一委員)	それでは、暫時の間、議長を務めますのでよろしくお願いいたします。 番号 4 について審議いたしますが、会長は一時退席をお願いします。 (16 番佐藤 充会長 退席) それでは質疑に入ります。番号 4 について、何か質問・意見等はございますか。 (質問、意見なし) 無いようですので、質疑を終了し採決いたします。 議第 73 号 農用地利用配分計画案についての番号 4 について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。 (在席委員全員挙手) 全員賛成ですので、議第 73 号 農用地利用配分計画案についての番号 4 について、原案のとおり許可することに決定いたします。 会長は着席願います。 (16 番佐藤 充会長 着席) 議長を交代いたします。 (会長代理と会長 議長を交代)
議長	それでは、次に番号 1 の案件について審議いたします。 この件につきましては、高橋正樹委員に関する案件ですので、高橋委員は一時退席をお願いします。 (5 番高橋 正樹委員 退席) それでは質疑に入ります。番号 1 について、何か質問・意見等はありませんか。 (質問、意見なし) 無いようですので、質疑を終了し採決いたします。

議第 73 号 農用地利用配分計画案についての番号 1 について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(在席委員全員挙手)

全員賛成ですので、議第 73 号 農用地利用配分計画案についての番号 1 について、原案のとおり許可することに決定いたします。

高橋正樹委員は着席願います。

(5 番高橋 正樹委員 着席)

それでは、次に番号 8 の案件について審議いたします。

この件につきましては、佐藤重一会長代理に関する案件ですので、佐藤会長代理は一時退席をお願いします。

(15 番佐藤 重一委員 退席)

それでは質疑に入ります。番号 8 について、何か質問・意見等はありませんか。

(質問、意見なし)

無いようですので、質疑を終了し採決いたします。

議第 73 号 農用地利用配分計画案についての番号 8 について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(在席委員全員挙手)

全員賛成ですので、議第 73 号 農用地利用配分計画案についての番号 8 について、原案のとおり許可することに決定いたします。

佐藤会長代理は着席願います。

(15 番佐藤 重一委員 着席)

次に、番号 9 の案件について審議いたします。

この件につきましては、今野一彦委員に関する案件ですので、今野委員は一時退席をお願いします。

(9 番今野 一彦委員 退席)

それでは質疑に入ります。番号 9 について、何か質問・意見等はありませんか。

(質問、意見なし)

無いようですので、質疑を終了し採決いたします。

議第 73 号 農用地利用配分計画案についての番号 9 について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(在席委員全員挙手)

全員賛成ですので、議第 73 号 農用地利用配分計画案についての番号 9 について、原案のとおり許可することに決定いたします。

今野一彦委員は着席願います。

(9 番今野 一彦委員 着席)

それでは、議決いただきました番号 1、4、8、9 以外の案件について審議いたします。何か質問・意見等はありませんか。

(質問、意見なし)

無いようですので、質疑を終了し採決いたします。

議第 73 号 農用地利用配分計画案についての番号 2、3、5、6、7 について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(出席委員全員挙手)

全員賛成ですので、議第 73 号 農用地利用配分計画案についての番号 2、3、5、6、7 について、適正なもの判断するとの意見を付して遊佐町長に

	<p>回答することに決定いたします。</p> <p>次に、議第 74 号 平成 29 年遊佐町実勢賃借料情報の認定について、事務局の説明を求めます。</p> <p>(事務局長が挙手し、議長が指名する)</p>
事務局長	(議案書、朗読説明)
議長	<p>事務局、説明願います。</p> <p>(事務局が挙手し、議長が指名する)</p>
事務局	<p>説明いたします。44 頁をご覧ください。</p> <p>平成 29 年遊佐町実勢賃借料情報(案)でございます。</p> <p>平成 29 年 1 月から 12 月までの間に締結(公告)された賃貸借における賃借料水準(10a あたり)は、以下のとおりとなっております。</p> <p>農地区分毎の水稲及び普通畑と砂丘畑の賃借料の平均額、最高額、最低額、最も多く締結された単価、契約筆数、平均の価格の算出から除外した筆数については表のとおりとなっております。また、物納は金額に換算し集計しております。</p> <p>なお、平成 29 年度の共済組合の等級別の引き受け数量、農地区分等を別添でお配りしておりますので、ご参照ください。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>それでは、ただいまの事務局の議案説明について、質問・意見等、発言のある方は挙手願います。</p> <p>(1 番齋藤誠喜委員が挙手し、議長が指名する)</p>
1 番齋藤誠喜委員	逆転した状況について、もう少し詳しくわかればと思います。
議長	<p>事務局、説明願います。</p> <p>(事務局が挙手し、議長が指名する)</p>
事務局	<p>具体的な所有者、借受者は、すぐに出てきませんが、別添でお配りしている水稲等級別基準収量による水田区分により小宇ごとに区分されておりますが、3 等級でも昔から 13,000 円で契約していたので同額で更新しますという方の筆が多かったので、最頻値になったということです。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>その他ありませんか。</p> <p>(質問、意見なし)</p> <p>では、無いようですので、質疑を終了し採決いたします。</p> <p>議第 74 号 遊佐町実勢賃借料情報の認定について、原案のとおり認定することに賛成の方は挙手願います。</p> <p>(出席委員全員挙手)</p> <p>全員賛成ですので、議第 74 号 遊佐町実勢賃借料情報の認定について、原案のとおり認定することに決定いたします。</p> <p>次に、議第 75 号 遊佐町農作業基準賃金の設定について、事務局の説明を求めます。</p> <p>(事務局長が挙手し、議長が指名する)</p>
事務局長	(議案書、朗読説明)
議長	<p>事務局、説明願います。</p> <p>(事務局が挙手し、議長が指名する)</p>
事務局	<p>ご説明いたします。46 頁をご覧ください。</p> <p>2 月 9 日に農政専門部会を開催いたしまして、部会員の皆様からご検討</p>

	<p>いただき提案するものです。</p> <p>まず、労働賃金ですが、酒田市の平成 30 年度の労働賃金を参考としまして、昨年度同額となっております。</p> <p>それから機械作業料金ですが、補足説明資料の平成 29 年度遊佐町農作業基準賃金（案）の 9 頁をご覧ください。</p> <p>各農作業ごとの詳細な試算結果の生の金額を載せております。</p> <p>試算をするとご覧のように引上げ、引下げ、据置など、金額に動きがあったわけですが、一項目ずつ検討し、いろいろご意見もありましたが、46 頁の額に農政専門部会では話し合われました。</p> <p>機械作業料金の下の 3 項目につきましては、実状ではあまり例がないということで削除してはどうかということでございます。</p> <p>「2 機械作業料金」の上から 4 項目目「育苗」の備考欄ですが、25 箱とありますが 27 箱に訂正願います。</p> <p>なお、川俣農政専門部会長から、農政専門部会での意見など説明をお願いできればと思います。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>それでは、6 番川俣農政専門部会長より、専門部会での内容などお願いいたします。</p> <p>（6 番川俣義昭委員が挙手し、議長が指名する）</p>
6 番川俣義昭委員	<p>事務局から説明ありましたとおり、9 日に農政部会で検討いたしました。かなりシビアな意見も出ましたけれども、前提としまして、事務局から試算してもらったデータを基に、また酒田さんのデータも併せて参考としまして 1 項目ずつ検討しまして、上がったところ、据え置きのところ、下がったところ様々ありましたけれども、今年はこのようなところではないかということで提出させていただきました。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>それでは、ただいまの事務局からの議案説明と川俣農政部会長からの説明について、質問・意見等、発言のある方は挙手願います。</p> <p>（質問、意見なし）</p> <p>それでは、無いようですので、質疑を終了し採決いたします。</p> <p>議第 75 号 遊佐町農作業基準賃金の設定について、原案のとおり設定することに賛成の方は挙手願います。</p> <p>（出席委員全員挙手）</p> <p>全員賛成ですので、議第 75 号 遊佐町農作業基準賃金の設定について、原案のとおり設定することに決定いたします。</p> <p>次に、議第 76 号 遊佐町参考賃借料について、事務局の説明を求めます。</p> <p>（事務局長が挙手し、議長が指名する）</p>
事務局長	（議案書、朗読説明）
議長	<p>事務局、説明願います。</p> <p>（事務局が挙手し、議長が指名する）</p>
事務局	<p>それでは説明いたします。</p> <p>平成 21 年の農地法改正後、借り手と貸し手双方が話し合いで決定できない場合の参考資料として、参考賃借料といった形で金額を提示してきました。また、平成 23 年度から参考賃借料を改訂し見直しを図ってきたと</p>

	<p>ころです。</p> <p>平成 28 年度、29 年度については据え置きとさせていただいたところですが、昨年も判断材料となったわけではあります、平成 30 年の生産調整や米の直接支払交付金など転換期にあたりますが、30 年 1 年経過しないとどのような動きが出てくるか分からないということで、3 年連続とはなりません、平成 30 年度も据え置きとし、また来年度、情勢をみながら検討した方が良いのではないかと、農政専門部会では協議されたところがございます。みなさんのご意見をいただければと思います。</p> <p>決定されましたら、実勢賃借料や作業賃金と併せ、3 月 15 日発行の広報のお知らせ号に折込したいと考えております。</p> <p>また、川俣農政専門部会長より補足説明がありましたら、よろしく願いいたします。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>それでは、6 番川俣農政専門部会長より、専門部会での内容などお願いいたします。</p> <p>(6 番川俣義昭委員が挙手し、議長が指名する)</p>
6 番川俣義昭委員	<p>事務局から話ありましたように、7,500 円の戸別所得補償がなくなるので、それを加味するかどうか話し合いもなされました。ただ、まだどのような情勢になって動くか分かりませんし、米の価格そのものが、今、上げ基調になっていますので、全体の意見として、据え置きで 30 年は行ったらどうかということで、案として上げさせていただきます。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>それでは、ただいまの事務局からの説明と川俣農政部会長からの補足説明ありましたけれども、質問・意見等ありましたらよろしく願いします。</p> <p>(質問、意見なし)</p> <p>無いようですので、質疑を終了し、採決いたします。</p> <p>議第 76 号 遊佐町参考賃借料について、原案のとおり設定することに、賛成の方は挙手願います。</p> <p>(出席委員全員挙手)</p> <p>全員賛成ですので、議第 76 号 遊佐町参考賃借料について、原案のとおり決定いたします。</p> <p>予定されておりました議事は以上ですが、他に何かございませんか。</p> <p>(委員、事務局共になし)</p> <p>無いようですので、これで 2 月の定例総会を閉会します。</p> <p>ご協力ありがとうございました。</p>